

## 福島県地域密着型サービス外部評価実施基準

### (目的)

第1条 この基準は、本県における地域密着型サービス(地域密着型介護予防サービスを含む。以下同じ。)の外部評価(以下「外部評価」という。)について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (外部評価の趣旨)

第2条 外部評価は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第34号)第72条第2項及び第97条第7項並びに「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第36号)第65条第2項及び第86条第2項の規定に基づき、指定小規模多機能居宅介護及び指定認知症対応型共同生活介護(いずれも介護予防を含む。以下同じ。)の事業者(以下「事業者」という。)が定期的に受けなければならない外部の者による評価として位置付けるものである。

2 事業者は、外部評価の結果と自己評価の結果を対比して両者の異同について考察した上で、外部評価の結果を踏まえて総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の評価の客観性を高め、サービスの質の改善を図ろうとするものである。また、外部評価の結果を公表することにより、利用者及びその家族等への情報提供を推進するものである。

### (外部評価の頻度)

第3条 事業者は、その設置・運営する指定小規模多機能居宅介護及び指定認知症対応型共同生活介護の事業所(以下「事業所」という。)ごとに、原則として少なくとも毎年1回評価を実施するものとする。

### (評価機関)

第4条 外部評価は、県が県内における外部評価を適切に実施することができることと認めて選定した法人(以下「評価機関」という。)が行うものとする。

2 評価機関の要件及び選定手続等については、別に定めるところによる。

### (外部評価の手続き)

第5条 外部評価の手続きは、次のとおりとする。

- (1) 事業者は、外部評価を受けようとするときは、評価機関に申し込むものとする。
- (2) 事業者は、評価機関に申し込んだ後、同機関との間で外部評価契約を結び、その契約に基づき同機関に対して評価手数料を支払うものとする。
- (3) 評価機関は、評価機関が定める外部評価業務実施要領及び事業者と締結した外部評価契約に基づき外部評価を行うものとする。

### (外部評価の構成)

第6条 外部評価は、評価機関の委嘱する複数の評価調査員による書面調査と訪問調査の結果を総合して、評価機関が評価結果を決定する。

2 複数のユニットで構成されている指定認知症対応型共同生活介護事業所については、特別な事情がある場合を除き、すべてのユニットを調査対象とし、事業所全体を単位として評価するものとする。

(書面調査)

第7条 書面調査は、次に掲げる調査により行うものとする。

(1) 現況調査

外部評価を受ける事業者から、次の文書の提出を受けて行う。

事業所の運営概要が分かる書類

事業所のサービス提供概要が分かる書類

情報提供票(別紙2又は3)

(2) 自己評価調査

外部評価を受ける事業者から「福島県地域密着型サービス自己評価実施基準(平成19年1月11日施行)に基づき自己評価票(原則として過去3か月以内に実施したもの)の提出を受けて行う。

(3) 利用者家族調査

原則としてすべての利用者の家族を対象として、県が別に定める様式(別紙4)によるアンケート調査を行う。

(訪問調査)

第8条 訪問調査は、次により行うものとする。

(1) 訪問調査は、書面調査を行った後に、複数の評価調査員が事業所を訪問して行う。

(2) 訪問調査は、原則として1日間とし、当該事業所の運営状況の概要等について評価調査員全員が管理者等から説明を受けた後、現状の確認及び外部評価項目に関する状況の調査を行う。

(3) 所定の調査作業を終了した後、管理者等を交えて全体的な総括と確認を行う。

(4) 緊急を要する事項(明らかな基準省令違反により、利用者に対するサービスの質が著しく低下している場合等)があった場合には、評価調査員は、評価機関を通じて市町村及び都道府県の担当部局に通報するなど、適切な対応を行う。

(外部評価結果の決定等)

第9条 外部評価結果の決定等は、次により行うものとする。

(1) 外部評価を行った評価調査員は、書面調査及び訪問調査の結果を総合的に判断し、全員の合意により調査報告書(別紙5)を作成するものとする。

(2) 評価機関は、調査報告書を基に外部評価の結果を決定する。

この場合、評価機関が必要と認めるときは、評価機関に設置する認知症介護に関する学識経験者、事業者、認知症高齢者の家族の代表等からなる評価審査委員会の審査を経るものとする。

(3) 評価機関は、外部評価の結果を決定したときは、評価結果概要表(別紙6)により当該結果を事業者に通知するものとする。

この場合、併せて次条第1項に規定する公開に添える事業者の意見があればその意見を求めるとともに、事業者が事後の改善状況をワムネットに掲載する手続きについて、情報を提供するものとする。

(外部評価の公開)

第10条 評価機関は、利用者のサービスの選択に資するため、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉保健医療情報ネットワークシステム(ワムネット)を利用して、事業者から提出された自己評価票(原則として電子媒体で提出されたもの)と併せて、定められた様式及び方法に従い、外部評価の結果を公開するものとする。

2 事業者は、外部評価の結果を評価結果概要表（別紙6）により、次の方法で利用者及びその家族等に公開するものとする。

- (1) 利用申込者又はその家族に対する説明の際に交付する重要事項を記載した文書に添付の上、説明する。
- (2) 事業所内の見やすい場所に掲示する、自ら設置するホームページ上に掲示するなどの方法により、広く開示する。
- (3) 利用者及び利用者の家族へ手交もしくは送付等により提供する。
- (4) 指定を受けた市町村に対し、評価結果を提出する。

この場合の市町村とは、事業所が存する市町村に限らず、平成18年4月1日以降、指定を受けた市町村に対しても同様の取扱いとする。

（書類の保存期間）

第11条 事業者は、評価機関から通知を受けた日から3年間評価結果概要表を保存するものとする。

（守秘義務）

第12条 評価機関は、外部評価の際に知り得た事業者、利用者及びその家族の秘密を他に漏らさないものとする。また、その旨を評価調査員に義務付けるものとする。

（県への報告）

第13条 評価機関は、外部評価の実施状況等について、県に報告するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成16年2月21日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、この基準の施行の日（以下「施行日」という。）から平成16年9月30日までに指定を受けた事業所にあつては、平成17年9月30日までの間における外部評価の頻度は、当該期間に1回以上とする。
- 3 この基準の施行前に高齢者痴呆介護研究・研修東京センターが実施した外部評価は、この基準に基づく外部評価とみなす。
- 4 施行日から平成16年度までの外部評価については、高齢者痴呆介護研究・研修東京センターを第4条第1項の評価機関とする。

附 則

- 1 この基準は、平成17年2月15日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成17年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成18年4月1日から施行する

附 則

- 1 この基準は、平成19年1月11日から施行する